

# 告 示

## ●東京都告示第二百十九号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき南小岩六丁目地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年三月四日

東京都知事 小 池 百合子

### 一 組合の名称

南小岩六丁目地区市街地再開発組合

### 二 事業施行期間

平成二十八年十二月十五日から令和八年十二月三十一日まで

### 三 施行地区

江戸川区南小岩六丁目及び南小岩七丁目各地内

### 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

江戸川区南小岩六丁目三十一番十号FIRSTA II 二

〇一

平成二十八年十二月十五日

### 五 変更の内容

事業施行期間を令和九年三月三十一日まで延長する。

### 六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

令和八年三月四日